

消費生活センターニュース

令和3年度
第4号

2022年4月1日から

成年年齢が18歳になります！

民法改正

現在、20歳未満の人が保護者の同意を得ないで契約した場合、未成年者であることを理由に、原則として契約を取り消すことができます。しかし、成年年齢が引き下げられると、18歳及び19歳の若者は、一人で様々な契約ができるようになり、一方で、未成年者であることを理由とした契約の取り消しができなくなります。様々な勧誘のターゲットになる危険性があるので、注意しましょう。

成年になったばかりの若者に多い
消費者トラブルの事例はこちら！！



ダイエットサプリメント、お試し1回だけのつもりだったのに、定期購入だった



購入する前に、定期購入が条件になっていないか、内容をしっかり確認しよう

キャンペーン中の無料体験だけのつもりだったのに、高額な契約をさせられた



本当に必要なものか、よく考えてから契約しよう

「友人を紹介するだけで簡単に儲かるよ」と言われ、学生ローンで入会金を支払ったが、誰も紹介できずローンだけが残った



親しい人から誘われても、きっぱり断ろう

消費者庁イラスト集より

商品、サービス、契約のトラブル、多重債務などでお困りの時には、

沼田市消費生活センター TEL 20-1500 へ

相談時間 9:00~12:00 13:00~16:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)

住 所 沼田市下之町888番地 TERRACE沼田(テラスぬまた)3階

片品村、川場村、昭和村、みなかみ町にお住まいの方もお気軽にご相談ください！

裏面もご覧ください。



成年になると、保護者の同意を得ずに、
自分の意志で「契約」することができます。
では、「契約」とはどのようなことでしょうか。

契約



契約とは、法的な責任が生じる約束のことです。
商品やサービスの売り手と買い手の意志が合意したときに契約は成立します。
また、口約束でも契約は成立します。
一方的に契約を取り消すことは、原則としてできません。



契約後、支払後でも、あきらめないで!! 契約を解除できる制度 \ クーリング・オフ /

次の取引方法で契約した場合、一定の期間内であれば、無条件で契約解除できる場合があります。

訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、訪問購入 → **8日間**
連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引 → **20日間**

消費生活センターのご紹介

消費生活センターでは、消費者と事業者の間に生じた、商品・サービスの契約トラブルなどの消費生活に関する相談に応じています。問題解決のため、情報提供、助言、あっせんなどを行います。相談は無料です。
「未成年の子どもが知らないうちに契約していた」「クーリング・オフについて教えてほしい」など、消費生活に関するお困りごとの際は、消費生活センターへご相談ください。



相談にあたり・・・
事業者の名刺、チラシ、パンフレット、見積書、契約書、請求書、商品など、
関係書類を手元にご準備いただくと、相談がスムーズに進む場合があります。



消費者庁イラスト集より

商品、サービス、契約のトラブル、多重債務などでお困りの時には、

沼田市消費生活センター TEL 20-1500 へ

相談時間 9:00~12:00 13:00~16:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)

住所 沼田市下之町888番地 TERRACE沼田(テラスぬまた)3階

片品村、川場村、昭和村、みなかみ町にお住まいの方もお気軽にご相談ください!